

和歌山県中小企業外国出願支援事業助成金交付要綱

(目的)

第1条 財団法人わかやま産業振興財団(以下「財団」という。)は、県内中小企業者における戦略的な外国への特許出願を促進することを目的に、外国への特許出願を行う県内中小企業者に対し、予算の範囲内で助成金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱の定めるところによるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「中小企業者」とは、中小企業支援法(平成11年法律第18号)第2条第1項第1号から第3号に規定する中小企業者及びそれらの中小企業者で構成されるグループ(構成員のうち、中小企業者が3分の2以上を占め、中小企業者の利益となる事業を営む者)をいう。

(助成対象事業)

第3条 助成金の交付対象となる事業は、次の各号に掲げる要件に合致する企業及び対象出願とする。(1)外国出願を含め知的財産を戦略的に活用し、経営の向上を目指す意欲がある中小企業者であること。

(2)助成を希望する出願に関し、外国で特許権が成立した場合等に、当該権利を活用した事業展開を計画している中小企業者であること。

(3)助成申請提出時点において日本国特許庁に既に特許出願(PCT出願を含む。)を行っている出願であって、年度内に外国特許庁への出願を行う予定があること。

(4)国内の先行特許調査等からみて外国での特許権取得の可能性が否定されないと判断される出願であること。

(5)助成金の交付対象となる事業は当該年度内に開始し、かつ当該年度内に完了する見込みのあること。

(助成対象経費)

第4条 助成対象事業における助成対象経費は、別表に掲げる経費のうち財団理事長(以下「理事長」という。)が必要かつ適当と認めるものとする。

(助成額等)

第5条 助成額は助成対象経費にあつて、1企業(グループ)に対する1事業年度内で70万円以内とする。

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者(以下「助成事業者」という。)は、助成金交付申請書(別記第1号様式)に助成費用計画書及び添付書類を添付して、理事長にその指定する期日までに提出しなければならない。

2 助成金の交付を申請するにあつて、当該助成金に係る消費税及び地方消費

税に係る仕入控除税額（助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税額及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（助成金の交付決定等）

第7条 理事長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査するとともに、選定の可否及び

助成金額について、財団において設置する地域中小企業知的財産戦略支援事業選考委員会に諮るものとする。

2 理事長は、前項の結果に基づき、当該申請に係る助成金を交付すべきと認めるときは、助成金の交付の決定（以下「交付決定」という。）を行い、助成事業者に交付決定通知書（別記第2号様式）を送付するものとする。

3 理事長は、前項の交付決定に当たっては、前条第2項本文の規定により助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額するものとする。

4 理事長は、前条第2項ただし書による交付申請がなされたものについては、助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、助成金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

5 理事長は、第2項の通知に際して次に掲げる条件を付するものとする。

（1）助成事業に要する次のいずれかに該当する場合には、速やかに理事長の承認を受けること。

ア 助成事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合

イ 助成事業に要する経費の20%を超える減少となる内容の変更をする場合

ウ 助成事業を中止し、又は廃止する場合

（2）助成事業が予定の期間内に完了しないと見込まれるとき又は助成事業の遂行が困難になったときは、速やかに理事長に報告してその指示を受けること。

（3）助成金に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を助成事業が完了した日の属する会計年度終了後5年間保存しなければならない。

（4）助成金を他の用途に使用し、又は助成金の交付の内容、条件、その他法令に違反したときは、額の確定の有無にかかわらず助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあること。また、助成金の交付の決定を取り消した場合において既に助成金が交付されているときはその返還させること。

(申請の取り下げ)

第8条 助成事業者は、前条第2項の通知を受けた場合において、当該通知に係る交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、助成金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から20日以内に、交付申請取下届出書(別記第3号様式)を理事長に提出しなければならない。

2 前項の申請の取り下げがあったときは、当該申請に係る交付決定はなかったものとみなす。

(助成事業の内容等の変更)

第9条 助成事業者は、助成事業の内容等の変更をしようとするときは、あらかじめ助成事業の内容の変更承認申請書(別記第4号様式)を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

2 前項の承認には必要に応じ条件を付し、これを変更することができる。

3 第1項ただし書きに規定する軽微な内容の変更とは、次に該当する場合をいう。

(1) 助成事業に要する経費の20パーセント以内の減少となる内容の変更をする場合

(2) 助成目的の達成に支障を来すことなく、かつ事業効率の低下をもたらさない事業計画の細部の変更をする場合

4 理事長は、第9条第1項の申請に対し、変更内容を承認すべきと認めるときは、その旨を内容変更承認決定通知書(別記第5号様式)により通知するものとする。

(助成事業の中止又は廃止)

第10条 助成事業者は、天災その他やむを得ない事情により、助成事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、助成事業の中止(廃止)承認申請書(別記第6号様式)を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 理事長は、前項の申請に対し、承認事項を承認すべきと認めるときは、その旨を中止(廃止)承認決定通知書(別記第7号様式)により通知するものとする。

(実績報告)

第11条 助成事業者は、外国特許庁への出願を行った後速やかに、助成金実績報告書(別記第8号様式)に別表報告書及び下記の添付書類を添付して、理事長に提出しなければならない。

(1) 出願の詳細がわかる書類の写し

(2) 経費の支出根拠となる書類の写し

2 助成金の実績を報告するにあたって、当該助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)

を減額して実績報告しなければならない。

(助成金の額の確定)

第 1 2 条 理事長は、前条の実績報告があった場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金額確定通知書（別記第 9 号様式）により当該助成事業者に通知するものとする。

(助成金の交付)

第 1 3 条 前条の規定による通知を受けた助成事業者は、助成金等の交付を受けようとするときは、助成金交付請求書（別記第 1 0 号様式）を理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の請求書を受理したときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは、助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第 1 4 条 理事長は、助成事業者が、次の各号の一に該当すると認めるときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 助成金を助成事業以外の用途に使用したとき。

(3) 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

(4) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

2 理事長は、前項の取消しの決定を行った場合には、その旨を当該助成事業者に交付決定取消通知書（別記第 1 1 号様式）により通知するものとする。

3 前 2 項の規定は、助成事業について交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(助成金の返還)

第 1 5 条 理事長は、前条第 2 項の決定を行った場合において、助成事業の当該取消しに係る部分に関し、既に助成金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還をさせるものとする。

2 理事長は、やむを得ない事情があると認めるときは、前項の期限を延長することができる。

3 助成事業者は、助成事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税額及び地方消費税の額の確定に伴う報告書（別記第 1 2 号様式）により速やかに理事長に報告しなければならない。

4 理事長は、前項の報告があった場合には、期限を定めて、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還をさせるものとする。

5 第 3 項の規定は、前項に規定する当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の返還期限について準用する。

(加算金及び延滞利息)

第 1 6 条 助成事業者は、前条第 1 項の規定により助成金の返還を命じられたときは、その命令に係る助成金受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額につき年 1 0 . 9 5 % の割合で計算した加算金を財団に納付しなければ

ばならない。

- 2 助成事業者は、前条第2項の規定により、助成金の返還を命じられ、これを期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞利息を財団に納付しなければならない。

(助成金の経理)

- 第17条 助成事業者は、助成金に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を助成事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(成果の公表)

- 第18条 理事長は、助成金の交付を受けて実施した助成事業の内容について、企業名・住所・助成額・成果等をホームページ等により公表することができる。

(その他)

- 第19条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する

別表（第4条関係）

助 成 対 象 経 費

助 成 対 象 経 費	
経 費 区 分	内 容
外国特許庁への出願手数料	外国特許庁への出願に要する経費
現地代理人費用	外国特許庁に出願するための現地代理人に要する経費
国内代理人費用	外国特許庁に出願するための国内代理人に要する経費
翻訳費用	外国特許庁に出願するための翻訳に要する経費

備考 次の各項目に該当するものは助成対象経費とはならない。

（１）国内出願費用

（２）P C T出願費用（国際出願手数料、国際調査手数料、送付手数料、優先権証明願、予備審査

手数料、日本国特許庁への国内移行手数料等を含む。）

（３）国内出願・P C T出願の手数料

別記第1号様式（第6条関係）

和歌山県中小企業外国出願支援事業に係る助成金交付申請書

第 年 月 号
日

財団法人わかやま産業振興財団
理事長 様

助成申請者（住所）
（氏名）

印

年度において、中小企業外国出願支援事業を実施したいので、助成金
円の交付について、中小企業外国出願支援事業助成金交付要綱第6条の規
定により、関係書類を添えて申請します。

関係書類

- 1 助成費用計画書
- 2 その他関係書類

和歌山県中小企業外国出願支援事業に係る助成費用計画書

1. 企業の概要等

(1) 企業名・業種・資本金・従業員数

(2) 所在地

(3) 代表者名

(4) 助成希望額 円

内訳：外国特許庁への出願に要する経費 円

現地代理人費用 円

国内代理人費用 円

翻訳費用 円

2. 外国出願の方法と外国特許庁への出願の基礎となる日本国特許庁への出願の内容

PCT出願による外国特許庁への出願

国内出願を基礎とした優先権主張による外国特許庁への出願

出願番号 []

出願日 []

発明の名称 []

対象となる国内出願が複数ある場合には、その旨明記してください。

3. 外国特許庁に出願する特許出願計画の内容

(1) 発明の名称 []

(2) 発明の内容 []

(3) 出願人 []

(4) 発明者 []

(5) 出願（予定）国 []

(6) 出願スケジュール []

4. 外国への特許出願の動機・目的

5. 特許出願する技術及び技術を活かした事業の概要

6. 出願（予定）国を選んだ理由

7. 出願の新規性・進歩性（先行（類似）技術調査の状況を含む。）

8. 出願（予定）国における事業展開方針

9. 過去の特許出願・取得状況（国内及び海外）

10. 外国出願に関する他の公的機関の補助制度の利用予定の有無（有の場合にはその内容）

11. 事業申請書に添付する書類（各1部）

別記第2号様式（第7条関係）

中小企業外国出願支援事業助成金交付決定通知書

第 号
年 月 日

（助成申請者氏名） 様

財団法人わかやま産業振興財団
理事長 印

年 月 日付け 第 号で申請のあった中小企業外国出願支援事業助成金については、下記のとおり交付することに決定したので、中小企業外国出願支援事業助成金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

- 1 助成金の額 金 円
- 2 この補助金の交付の対象となる事業内容及びこれに要する経費の配分は、交付申請書に記載のとおりとする。
- 3 補助金交付の条件
 - (1) 助成事業に要する次のいずれかに該当する場合には、速やかに理事長の承認を受けること。
 - ア 助成事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合
 - イ 助成事業に要する経費の20%を超える減少となる内容の変更をする場合
 - エ 助成事業を中止し、又は廃止する場合
 - (2) 助成事業が予定の期間内に完了しないと見込まれるとき又は助成事業の遂行が困難になったときは、速やかに理事長に報告してその指示を受けること。
 - (3) 助成金に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を助成事業が完了した日の属する会計年度終了後5年間保存しなければならない。
 - (4) 助成金を他の用途に使用し、又は助成金の交付の内容、条件、その他法令に違反したときは、額の確定の有無にかかわらず助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあること。また、助成金の交付の決定を取り消した場合において既に助成金が交付されているときはその返還させること。
 - (5) 助成金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、助成金の額において減額を行うこと。

別記第3号様式（第8条関係）

中小企業外国出願支援事業助成金交付申請取下届出書

第 号
年 月 日

財団法人わかやま産業振興財団
理事長 様

助成申請者（住 所）
（氏 名）

印

年 月 日付け 第 号をもって交付の決定の通知を受けた中小企業外国出願支援事業助成金の交付の申請を下記の理由により取り下げたいので、中小企業外国出願支援事業助成金交付要綱第8条の規定により届け出ます。

記

交付申請取下げ理由

別記第4号様式(第9条関係)

助成事業の内容変更承認申請書

第 号
年 月 日

財団法人わかやま産業振興財団
理事長 様

助成申請者(住所)
(氏名)

印

年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知があった助成事業の内容を下記のとおり変更したいので、中小企業外国出願支援事業助成金交付要綱第9条の規定により承認を申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容
- 3 経費の変更

別記第5号様式(第9条関係)

中小企業外国出願支援事業助成金に係る助成事業の内容変更
承認決定通知書

第 号
年 月 日

(助成申請者氏名) 様

財団法人わかやま産業振興財団
理事長 印

年 月 日付け 第 号で申請のあった助成事業の内容の変更について、下記のとおり承認を決定したので、中小企業外国出願支援事業助成金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容
- 3 経費の変更

別記第6号様式(第10条関係)

助成事業の中止(廃止)承認申請書

第 号
年 月 日

財団法人わかやま産業振興財団
理事長 様

助成申請者(住所)
(氏名)

印

年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知があった助成事業を下記のとおり中止(廃止)したいので、中小企業外国出願支援事業助成金交付要綱第10条の規定により承認を申請します。

記

- 1 中止(廃止)する理由
- 2 中止の期間(廃止の時期)

別記第7号様式（第10条関係）

中小企業外国出願支援事業の中止（廃止）承認決定通知書

第 号
年 月 日

（助成申請者氏名） 様

財団法人わかやま産業振興財団
理 事 長 印

年 月 日付け 第 号で申請のあった助成事業の中止（廃止）について、下記のとおり承認を決定したので、中小企業外国出願支援事業助成金交付要綱第10条の規定により通知します。

記

- 1 中止（廃止）する理由
- 2 中止の期間（廃止の時期）

別記第8号様式(第11条関係)

中小企業外国出願支援事業助成金実績報告書

第 号
年 月 日

財団法人わかやま産業振興財団
理事長 様

助成申請者(住所)
(氏名)

印

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった、中小企業外国出願支援事業助成金について、中小企業外国出願支援事業助成金交付要綱第11条の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。

関係書類

- 1 報告書(別表)
- 2 出願の詳細がわかる書類の写し
- 3 経費の支出根拠となる書類の写し

別表

助成を受けようとする外国出願の状況及び今後の対応等に関する報告書

企 業 名	
外国特許庁への出願 内容(概要)、出願国	
助成を希望する 外国出願に関する出 願国・出願日・外国 で付与された出願番 号等の概要	
助成を受けようとする 経費の支出明細(支 出相手方、支出金 額・支出年月日)	
その他(特許権 取得後の事業に 関する予定、外 国出願に関する ご感想等)	

平成 年 月 日

責任者(役職、氏名):

印

別記第9号様式(第12条関係)

中小企業外国出願支援事業助成金額確定通知書

第 号
年 月 日

(助成申請者氏名) 様

財団法人わかやま産業振興財団
理事長 印

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった、中小企業外国出願支援事業助成金について、下記のとおり助成金額を確定したので、中小企業外国出願支援事業助成金交付要綱第12条の規定により通知します。

記

確 定 額 金 _____ 円

別記第10号様式(第14条関係)

中小企業外国出願支援事業助成金交付請求書

第 号
年 月 日

金 円

年 月 日付け 第 号で額の確定のあった中小企業外国出願支援事業について、中小企業外国出願支援事業助成金交付要綱第14条の規定により請求します。

年 月 日

財団法人わかやま産業振興財団
理事長 様

助成申請者(住所)
(氏名)

印

振込先

銀行名
支店名
預金種目
口座番号
口座名義

別記第 1 1 号様式（第 1 4 条関係）

中小企業外国出願支援事業助成金交付決定取消通知書

第 号
年 月 日

（助成申請者氏名） 様

財団法人わかやま産業振興財団
理 事 長 印

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった中小企業外国出願支援事業助成金については、下記のとおり取消しを決定したので、中小企業外国出願支援事業助成金交付要綱第 1 4 条第 2 項の規定により通知します。

記

取 消 額 金 _____ 円

別記第12号様式(第15条関係)

年度消費税額及び地方消費税の額の確定に伴う報告書

第 号
年 月 日

財団法人わかやま産業振興財団
理事長 様

助成申請者(住所)
(氏名) 印

中小企業外国出願支援事業助成金交付要綱第15条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 助成金額(理事長が確定通知書により通知した額) 円
- 2 助成金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 円
- 3 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 円
- 4 助成金返還相当額(3-2) 円

注意 1 別紙として積算の内訳を添付すること。
2 課税事業者の場合であっても、単純に補助金の5%に相当する額が消費税及び地方消費税に係る仕入控除による減額等の対象ではない。